

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

平成30年9月12日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課
電話 043-223-4142

1 改正内容

教員の特殊勤務手当の額を下記のとおり引き上げる。(別表第二関係)

【業務内容及び手当額(手当額は全て日額)】

業務		現行	改正案
修学旅行等において行う児童生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		4,250 円	<u>5,100 円</u>
対外運動競技等において児童生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの		4,250 円	<u>5,100 円</u>
学校の管理下において行われる部活動における児童生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	2時間以上 4時間未満	支給なし	<u>1,800 円</u>
	4時間以上 6時間未満	3,000 円	<u>3,600 円</u>
	6時間以上	3,400 円	

2 施行年月日

平成30年11月1日